

## 令和3年度 第5回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年8月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前9時35分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子			8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	7番	永原 聡							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5 付議事項 報告第1号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	2番	西山 博文	3番	藪田 道正					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第5回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。永原委員さんは、本日は欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、2番の西山委員と3番の藪田委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年7月14日から8月9日までの行事等についてです。まず7月14日ですが、第4回農業委員会定例会を開催しました。同日に、市町村農業委員会職員研修会が鳥取市で開催されました。21日には、農地パトロール出発式及び共通認識を実施しました。8月2日に、第4回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。 届出に係る農地は大字小船の畑4筆で、4筆の合計面積は456㎡です。権利を取得した人は若桜町大字小船の〇〇〇〇ですが、届出者は鳥取市の行政書士となっております。権利を取得した日は昭和38年5月3日、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。
	会 長	担当委員から何かありますか。
	西山委員	見て廻りましたが、特にございません。

5. 付議事項

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員 添付書類の登記申請書を見ますと、相続しているが届出書に記載がない農地が2筆ありますが、入れなくてもよいのですか。

事務局 本来であれば入っていないければなりません、念のため確認させてください。

職務代理 報告事項のため、どうこう言うことではありませんが、届出書を受け付けるときに確認をしなければなりません。

会 長 同じ畑なのに届出書に入っていない2筆について、確認のうえ報告をお願いします。

会 長 議案第1号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてです。  
申請に係る農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が宅地で、農振区分は農用地区域外、都市計画区分は計画区域外、面積は168.95㎡です。申請者及び所有者は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。非農地の事由としましては、20年以上前に田を埋め立て、堀や庭木を植え、宅地として利用しているというものです。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 図面を見てのとおりですが、国道と国道へ出る町道との間にある土地です。以前はもっと狭い道だったのですが、20年以上前に拡幅の工事がされて現在の町道になっています。それと同時に重機を入れて田を埋めて、庭木を植える等、宅地として利用されています。今後も農地への復元はないと、申請者より話を聞きました。

会 長                    ここは、以前に何か申請がありませんでしたか。

西山委員                そうですね。

会 長                    登記事項を見ますと、申請者が令和2年に売買したとありますが、誰との売買でしたか。

西山委員                〇〇〇〇でした。

会 長                    令和2年当時の売買は、登記地目が田のまま行われましたか。

事務局                 はい、分筆する前ですが、登記簿・現況ともに地目は田でした。現在、申請農地も隣接地も所有者名義は申請者です。以前は、西山委員さんがおっしゃるとおり〇〇〇〇の所有だったと思います。もともとは1筆でして、今回の非農地証明申請のために分筆されたそうです。

職務代理               隣接地の地目は何になっていますか。

事務局                 田です。

西山委員                少しよろしいですか。20年以上前、〇〇〇〇が間に入って、〇〇〇〇が口約束をして買い、その時に町道の工事をしていましたので、田を埋めて池を作ったりしたそうです。その時に登記すればよかったのですが延びてしまい、去年やっと登記しました。また、司法書士に、その部分は田ではなく宅地で登記してほしいと言ったのですけれども、全部田で登記してしまったと申請者が言われました。後からそこを分筆して、地目を宅地に変えるという話になり、遅くなりましたが今年7月に分筆したということでした。

伊井野委員             もともと1筆の農地だったのを分筆して、田と宅地に分けたということですね。

6. その他	西山委員	そういうことです。
	会 長	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	それでは、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。
	会 長	●事務局より、農地パトロールの進捗状況等について報告あり。 ●事務局より、県外視察研修について説明あり。その後、会長より補足説明あり。 ●次回定例会は、9月8日(水)9:00~に決定。
	会 長	以上で、令和3年度第5回の定例会を終了します。